

「JNLA 登録の一般要求事項（第 17 版）」の改正要旨

平成 27 年 11 月 30 日

認定センター 製品認定課

1. 改正理由

- (1) ILAC 文書「ILAC-R7 (2015) : Rules for the Use of the ILAC MRA Mark (ILAC MRA マーク使用ルール)」の改正に対応した改正を行う。
- (2) IAF-ILAC 文書「IAF-ILAC A5:11/2013 IAF/ILAC MLA/MRA: Application of ISO/IEC 17011:2004 (IAF/ILAC 相互承認協定 (取り決め) ISO/IEC 17011:2004 の適用)」に対応した規定の追加を行う。
- (3) 現地における試験に関する要求事項の追加を行う。

2. 主な改正内容

- ◆ 定義に「認定機関ロゴ」、「ILAC 組み合わせ認定シンボル」等を追加する。
- ◆ 引用法令、規格、規程等（工業標準化法、手引き、トレサ方針、ISO/IEC17025 等）を追加する。
- ◆ I. に「現地における試験」に関する要求事項（別紙 1）を追加する。
- ◆ II. 第 1 部 5、第 2 部 1. 8 及び第 3 部 1. 9 に事業者の義務を追加する。
- ◆ II. 第 2 部 1. 3 に標章の清刷の管理等を追加する。
- ◆ II. 第 3 部 1. に ILAC MRA 組み合わせ認定シンボルに関する遵守事項等を追加する。

※文書内の認定シンボル等のイメージは施行時に正式版（現在作成中）と差し替え予定。

3. 適用開始日

平成 28 年 1 月 1 日からの適用開始を予定